

令和5年度 常勤講師及び非常勤講師 取扱一覧(県立特別支援学校)

	名称	任用期間	勤務時間	給与手当	支給方法	休暇等	社会保険等
常勤講師等	一般定数内講師 一般定数内養護助教諭	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日	週38時間45分 (7時間45分×5日)	○経験年数に応じた給料号給  ○通勤手当等各種手当支給  ○任用期間によって期末・勤勉手当支給  ○退職手当(6か月以上の任用期間がある者)	○システムにより申請した給与振込口座への振込  ※給料は毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日(以下同じ)) ※期末・勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	『臨時的任用職員の休暇について(通知)』による  ・任用期間に応じて付与される	○社会保険(健康保険、介護保険、厚生年金保険のこと。以下同じ)に加入  ○健康保険、介護保険は公立学校共済組合に、厚生年金保険は年金機構に加入  ○新たに任用される場合で31日以上任用期間がある方は、任用開始以降5ヶ月を経過するまで雇用保険に加入
	一般定数内学校事務職員 一般定数内学校栄養職員等	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日					
	育休定数内講師 育休定数内養護助教諭	原則 4月1日～3月31日					
	産休代員、育休代員、休職代員	配置を必要とする期間					
	名称	配置基準等	授業時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
非常勤講師	妊娠中の女子教諭の勤務軽減(女子教諭体育実技補助)	妊娠中の女子教諭の母体保護と体育実技等授業の教育効果の確保	重複学級の担任の補助又は、同一校に2人以上の妊娠者がある場合の補助  週30時間	1,400円×勤務した時間数(※)	システムにより給与振込口座申請	『会計年度任用職員の取扱要領』による  ・任用期間に応じて付与される	○勤務時間が週20時間以上かつ2月と1日以上任用がある場合(週20時間以上30時間未満の場合は報酬月額88千円以上の場合に限る。)は社会保険に加入  ○上記に該当しない場合、国民健康保険等に各自で加入  ○週20時間以上かつ31日以上の任用がある場合は雇用保険に加入
	育児短時間勤務者(養護教諭)の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校	週25時間				
	教科補充	特別支援学校における授業を補充することが目的	週30時間				
	免許外教科担任解消	特別支援学校中学部又は高等部において、免許外教科担任の解消を図ることが目的	必要に応じて、週2～30時間の範囲	1,700円×勤務した時間数(※)	※報酬は毎月21日に口座払い(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日)  ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	無	各個人で国民健康保険に加入
	初任者研修(出張)後補充	特段の希望がある場合のみ	初任者1人あたり22日以内 1日あたりの勤務時間は7時間45分以内				
	初任者研修(拠点校方式以外の一人配置校指導教員)	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	1週8時間以内 年間300時間以内	2,650円×勤務した時間数(※)	『会計年度任用職員の取扱要領』による。  ・任用期間に応じて付与される		
	新規採用養護教諭研修	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	校内研修に係る指導及び助言は、年間15日以内、1日4時間程度 校外研修における後補充は年間15日以内 勤務時間7時間45分				
	特別非常勤講師	優れた知識・技術や経験を持つ人材を活用し、特色ある学校づくりを支援	教科等別に1校の上限を設定1人あたりの時数、校数の制限なし 授業担当者とのTT形式が望ましい				

(※) ○通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給  
(※) ○県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出  
(※) (提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用で、源泉所得税を控除する。)  
(※) ○1.03月分の報酬に相当する期末手当支給あり(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)